

京都府警察の組織の細目等に関する訓令

〔最終改正 令和7. 8. 29 京都府警察本部訓令第21号〕

(目的)

第1条 この訓令は、京都府警察本部等組織規則（昭和42年京都府公安委員会規則第3号）第69条及び京都府警察署組織規則（昭和35年京都府公安委員会規則第9号）第12条の規定により、組織の細目及びこれらの組織に置かれる職について必要な事項を定めることを目的とする。

(警察本部等の課等の内部組織)

第2条 警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の課、公安委員会補佐室、監察官室及び部の附置機関並びに警察学校（以下「学校」という。）に別表第1に定める担当、係及び小隊を置く。担当、係及び小隊の分掌事務は、同表に定めるとおりとする。

2 警察本部の課に別表第1に定める室、隊、センター及び場（以下「室等」という。）を置き、同表に定める担当、係及び小隊を置く。室等及び当該室等の担当、係及び小隊の分掌事務は、同表に定めるとおりとする。

3 サイバー対策本部の課に別表第1に定めるセンターを置き、同表に定める担当、係を置く。担当及び係の分掌事務は、同表に定めるとおりとする。

4 市警察部の企画課に別表第1に定める担当及び係を置く。担当及び係の分掌事務は、同表に定めるとおりとする。

(警察署の内部組織)

第3条 警察署に置く課及び係は、別表第2に定めるとおりとする。係の分掌事務の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(警察本部等の課及び室に置く職)

第4条 警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の課、公安委員会補佐室及び監察官室（以下この条及び第10条において「室」という。）に、次に掲げる職を置く。

(1) 次席

ア 次席には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

イ 次席は、課長又は室長を助け、課又は室の事務を調整し、命を受け、課又は室の所掌事務のうち重要事項に係るものについての調査、企画、立案等に参画し、及び課又は室の庶務に係る事務を処理する。

ウ 次席は、課長補佐又は室長補佐の職務を行うことができる。

(2) 課長補佐又は室長補佐

ア 課長補佐又は室長補佐には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

イ 課長補佐又は室長補佐は、命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 課長補佐又は室長補佐の担当事務は、別表第1に定めるとおりとする。

(3) 係長

ア 係長には、警部補の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

イ 係長は、命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(4) 主任

ア 主任には、巡査部長の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

イ 主任は、命を受け、係の事務の全部又は一部を処理し、部下職員を指揮監督する。

(5) 係員

ア 係員には、巡査の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

イ 係員は、命を受け、事務に従事する。

(部の附置機関に置く職)

第5条 次に掲げる部の附置機関に応じ、それぞれに定める職を置く。ただし、隊長補佐の職は、必要により置くものとする。

(1) 鉄道警察隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊

ア 副隊長

(ア) 副隊長には、警視又は警部の階級にある警察官をもつて充てる。

(イ) 副隊長は、命を受け、部の附置機関又は担当の事務及び隊の庶務に係る事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(ウ) 副隊長は、隊長補佐の職務を行うことができる。

イ 隊長補佐

(ア) 隊長補佐には、警部の階級にある警察官をもつて充てる。

(イ) 隊長補佐は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 小隊長

(ア) 小隊長には、警部補の階級にある警察官をもつて充てる。

(イ) 小隊長は、命を受け、小隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

エ 分隊長

(ア) 分隊長には、巡査部長の階級にある警察官をもつて充てる。

(イ) 分隊長は、命を受け、分隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

オ 隊員

(ア) 隊員には、巡査の階級にある警察官をもつて充てる。

(イ) 隊員は、命を受け、事務に従事する。

カ 係長、主任及び係員 第4条第3号から第5号までの規定を準用する。

(2) 科学捜査研究所

ア 副所長

(ア) 副所長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 副所長は、所長を助け、所の事務を調整し、命を受け、所の所掌事務のうち重要事項に係るものについての調査、企画、立案等に参画し、及び所の庶務に係る事務を処理する。

(ウ) 副所長は、科長の職務を行うことができる。

イ 科長

(ア) 科長には、一般職員をもつて充てる。

(イ) 科長は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 専門研究員及び係長

(ア) 専門研究員には一般職員を、係長には警部補の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 専門研究員及び係長は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

エ 主任研究員及び主任

(ア) 主任研究員には一般職員を、主任には巡査部長の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 主任研究員及び主任は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

オ 研究員及び係員

(ア) 研究員には一般職員を、係員には巡査の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 研究員及び係員は、命を受け、事務に従事する。

(3) 機動捜査隊

ア 副隊長及び隊長補佐 第1号ア及びイの規定を準用する。

イ 係長、主任及び係員 第4条第3号から第5号までの規定を準用する。

(4) 機動隊

ア 副隊長

第1号アの規定を準用する。

イ 隊長補佐

(ア) 隊長補佐には、警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 隊長補佐は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 小隊長、分隊長及び隊員

第1号ウからオまでの規定を準用する。

エ 係長、主任及び係員

第4条第3号から第5号までの規定を準用する。

(課の室等に置く職)

第6条 警察本部においては、次に掲げる課の室等に応じ、それぞれに定める職を置く。ただし、室長、隊長、所長及び場長以外の職は、必要により置くものとする。

(1) 情報公開室、本部長秘書室、取調べ監督室、DX推進室、施設管理室、監査室、企画調整室、治安総合対策室、再編推進室、犯罪被害者支援室、術科指導室、生活安全指導室、犯罪抑止対策室、許可等事務審査室、地域指導室、刑事指導室、検視官室、特殊詐欺対策室、国際捜査室、交通指導室、交通戦略室、モビリティ対策室、運転者教育室、国際テロリズム対策室及び経済安全保障対策室

ア 室長

(ア) 室長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 室長は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

イ 副室長

(ア) 副室長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 副室長は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 室長補佐、係長、主任及び係員

第4条第2号から第5号までの規定を準用する。

(2) 音楽隊、少年事件特別捜査隊、騎馬隊、自動車警ら隊、沿岸警ら隊、機動鑑識隊及び航空隊

ア 隊長

(ア) 隊長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 隊長は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

イ 副隊長

(ア) 副隊長には、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 副隊長は、命を受け、隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 隊長補佐

(ア) 音楽隊、少年事件特別捜査隊、騎馬隊、自動車警ら隊、沿岸警ら隊及び機動鑑識隊
第5条第1号イの規定を準用する。

(イ) 航空隊

第5条第4号イの規定を準用する。

エ 小隊長、分隊長及び隊員

第5条第1号ウからオまでの規定を準用する。

オ 係長、主任及び係員

第4条第3号から第5号までの規定を準用する。

- (3) 情報管理技術センター、照会センター、伏見留置センター、勤務管理センター、健康管理センター、国際通訳センター、少年サポートセンター、交通安全教育センター、交通管制センター、京都交通反則通告センター、舞鶴交通反則通告センター、駐車管理センター、京都駅前運転免許更新センター及びサイバーサポートセンター

ア 所長

(ア) 所長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 所長は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

イ 副所長

(ア) 副所長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 副所長は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 所長補佐

(ア) 所長補佐には、警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

(イ) 所長補佐は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

エ 係長、主任及び係員

第4条第3号から第5号までの規定を準用する。

(4) 自動車整備工場

ア 場長

(ア) 場長には、一般職員をもつて充てる。

(イ) 場長は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

イ 場長補佐

(ア) 場長補佐には、一般職員をもつて充てる。

(イ) 場長補佐は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 係長、主任及び係員

第4条第3号から第5号までの規定を準用する。

(監察官付)

第7条 監察官に監察官付を付する。

2 監察官付には、警視、警部又は警部補の階級にある警察官をもつて充てる。

3 監察官付は、命を受け、監察官を補助する。

(調査官付)

第7条の2 必要により、留置管理課調査官及び捜査第一課調査官に調査官付を付する。

2 調査官付には、警部又は警部補の階級にある警察官をもつて充てる。

3 調査官付は、命を受け、調査官を補助する。

(学校に置く職)

第8条 学校に次の各号に掲げる職を置く。

(1) 捜査官研修所長

ア 捜査官研修所長には、警視又は警部の階級にある警察官をもつて充てる。

イ 捜査官研修所長は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督するとともに学生及び研修生の教育訓練に従事する。

(2) 主任教官及び校長補佐

ア 主任教官には、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員を、校長補佐には一般職員をもつて充てる。

イ 主任教官は、命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督するとともに学生及び研修生の教育訓練に従事し、校長補佐は、命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

ウ 主任教官及び校長補佐の担当の事務は、別表第1に定めるとおりとする。

(3) 教官

ア 教官には、警部補若しくは巡査部長の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

イ 教官は、命を受け、学生及び研修生の教育訓練に従事する。

(4) 係長、主任及び係員 第4条第3号から第5号までの規定を準用する。

(警察署に置く職)

第9条 必要により、警察署の課に課長代理を置くことができる。

2 課長代理には、警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。

3 課長代理は、命を受け、課の事務のうち、別に定める基準に基づいて警察署長が指定する事務を処理し、当該事務につき、部下職員を指揮監督する。

4 警察署に、係長、主任及び係員を置く。

5 第4条第3号から第5号までの規定は、前項の職について準用する。

(専門官)

第10条 必要により、警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の所属（課、室、部の附置機関及び学校をいう。）の係並びに警察署の係に専門官を置くことができる。

2 専門官には、警部補の階級にある警察官をもつて充てる。

3 専門官は、命を受け、担任の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(事務主任及び技術主任)

第11条 必要により、係に事務主任又は技術主任を置くことができる。

2 事務主任及び技術主任には、一般職員をもつて充てる。

3 事務主任及び技術主任は、命を受け、係の事務の全部又は一部を処理し、部下職員を指揮監

督する。

第12条 削除

(主査)

第13条 特定の事務を担当させるため必要があるときは、係に主査を置くことができる。

2 主査には、一般職員をもつて充てる。

3 主査は、命を受け、担任の事務を処理する。

(命免)

第14条 次席、副隊長、副所長、課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、場長補佐、科長、主任教官、校長補佐及び課長代理の担当並びに係長、小隊長、専門研究員、専門官、教官、主任、分隊長、主任研究員、係員、隊員及び研究員の命免は、課長、室長、部の附置機関の長、学校長及び警察署長（以下「所属長」と総称する。）が行う。

2 事務主任、技術主任及び主査の命免は、前項の規定を準用する。

3 所属長は、前2項の規定により命免したときは、警察本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 4 条、第 8 条関係）

1 総務部

(1) 公安委員会補佐室

担 当	係	分 掌 事 務
公 安 委 員 会	企画調整	1 公安委員会の庶務に関すること。 2 公安委員の秘書に関すること。 3 公安委員会の活動の広報に関すること。
	渉 外	1 公安委員会による監察の履行状況の点検の補助に関すること。 2 公安委員会に対する苦情の対応の補佐に関すること。

(2) 総務課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 部並びに部内の課及び室の庶務に関すること。 2 公印の管理に関すること。 3 義援金品の取扱いに関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 他の部並びに部内の他の課及び室に属しない事務に関すること。
企 画	企 画	1 渉外事務等に係る総合企画・調整に関すること。 2 儀式祭典に関すること。 3 署長会議（ブロック署長会議を含む。）に関すること。 4 当直及び警察本部庁舎の警備に関すること。 5 京都府警察の沿革の記録に関すること。
総 務	総 務	1 京都府議会その他官公署との連絡に関すること。 2 警察行政に必要な調査に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
		情報公開	1 情報公開の調査、研究及び企画に関すること。 2 情報公開請求の処理等に関すること。 3 情報公開に係る総合調整に関すること。 4 情報公開に係る指導教養に関すること。

情 報 公 開 室	情報公開・個人情報保護		5 府民等への情報提供に関すること。
		個人情報保護	1 個人情報保護の調査、研究及び企画に関すること。 2 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理等に関すること。 3 個人情報保護に係る総合調整に関すること。 4 個人情報保護に係る指導教養に関すること。
	文書管理	文書管理	1 文書管理に関すること。 2 京都府公報への登載手続に関すること。 3 京都府警察報の発行に関すること。 4 文書の接受、発送及び通送に関すること。 5 文書の印刷に関すること。
本 部 長 秘 書 室		秘 書	1 警察本部長の秘書に関すること。 2 警察本部長の特命事項に関すること。
取 調 べ 監 督 室	監督第一	監督第一	被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
	監督第二	監督第二	

(3) 情報管理課

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
D X 推 進 室	企 画	企 画	1 警察情報システム等に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。 2 警察情報システム等の整備に関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。
	D X 推 進	D X 推 進	1 デジタル技術等に係る調査及び研究に関すること。 2 デジタル技術等の活用による業務の合理化・効率化に関すること。
	開 発	開 発	1 警察情報システムの開発及び保守に関すること。 2 電子計算組織による情報の管理に関する技術的研究に関すること。
			1 警察情報システム等の活用に係る指導教養に関すること。

情報管理 技 術 センター	指 導	指 導	2 警察情報システム等の情報セキュリティ対策に関する こと。 3 情報管理業務監査に関する こと。
	運 用	運 用	1 警察情報システム等の運用及び管理に関する こと（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。 2 警察統計に関する こと。
照 会 センター		対照第一	1 個人照会、車両照会及び盗品等照会に関する こと。 2 前号の照会業務に係る資料の登録及び管理に 関する こと。
		対照第二	
		対照第三	
		対照第四	

(4) 広報応接課

担 当	係	分 掌 事 務
広 報	広 報	1 広報活動の調査、研究、企画及び実施に関する こと。 2 広報活動に係る指導及び調整に関する こと。
報 道	報 道	1 報道機関との広報連絡に関する こと。 2 各種広報機関との連絡に関する こと。
広 聴 ・ 相 談	広 聴 ・ 相 談	1 広聴に関する こと。 2 警察安全相談に関する こと。 3 相談業務の総合調整に関する こと。 4 警察署協議会に関する こと。 5 市民応接の向上に関する こと。

室 等	分 掌 事 務
音 楽 隊	音楽隊による広報活動に関する こと。

(5) 会計課

担 当	係	分 掌 事 務
-----	---	---------

出 納	出 納	1 府費及び国費の収入及び支出（事務管理課の所掌及び他の係に属するものを除く。）に関すること。 2 電子計算組織による財務会計事務に関すること。 3 国費の決算に関すること。 4 反則金の徴収に関すること。
予 算	予 算	1 予算の編成及び要求に関すること。 2 予算の配当及び流用に関すること。 3 歳入歳出予算差引に関すること。 4 府費の決算に関すること。
調 度	調 度	1 物品（自動車を含む。）、役務等の支出負担行為に関すること。 2 物品の出納及び保管に関すること。 3 物品の処分に関すること。 4 物品等の検収に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
施 設 管 理 室	施設企画	施設企画	警察施設の整備に係る調査、研究及び企画に関すること（他の係に属するものを除く。）。
	管 財	管 財	1 警察施設整備の支出負担行為に関すること（営繕係に属するものを除く。）。 2 財産の取得、管理及び処分に関すること。 3 公舎の維持管理に関すること。
		庁舎管理	1 警察本部庁舎の維持管理に関すること。 2 警察本部庁舎の機械管理、清掃等の委託業務に関すること。 3 防火管理に関すること。
	営 繕	営 繕	1 営繕工事（交通規制課の所掌に属するものを除く。）の企画、設計、監督、検査等に関すること。 2 営繕工事の支出負担行為に関すること。
	監査第一	監査第一	1 会計の検査及び監査に関すること（他の係に属するものを除く。）。

監 査 室	監査第二	監査第二	2 会計事務の指導教養、調査及び研究に関すること（他の係に属するものを除く。）。 3 遺失物等に関すること。
	指導検査	指導検査	警察署の支出負担行為に係る確認、検査及び指導教養に関すること（事務管理課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 装備課

担 当	係	分 掌 事 務
装 備	装 備	1 警察装備の調査、研究及び開発に関すること。 2 けん銃、弾薬及び同附属品に関すること。 3 警察装備品（他の係に属するものを除く。）の調達計画、配分及び運用管理に関すること。
	通 信	1 有線通信の運用及び管理に関すること（通信指令課の所掌に属するものを除く。）。 2 無線機器の配分及び管理に関すること。 3 有線電話の交換業務に関すること。
被 服 ・ 車両管理	被 服	1 服制に関すること。 2 被服の調達計画及び配分に関すること。 3 貸与品の調達計画及び配分に関すること。
	車 両	1 車両、船舶及び航空機の調達計画及び配分に関すること。 2 車両及び船舶の燃料に関すること。 3 車両の運用管理に関すること。 4 車両の整備計画に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
自 動 車 整備工場	整 備	整 備	1 自動車の整備に関すること。 2 車両の巡回整備指導に関すること。

(7) 留置管理課

担 当	係	分 掌 事 務
-----	---	---------

企 画	企 画	留置業務の調査、研究及び企画に関すること。
指 導	指 導	1 留置業務の指導教養に関すること。 2 留置施設視察委員会に関すること。
護 送	護 送	被留置者の護送に関すること（伏見留置センターに属するものを除く。）。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
伏見留置センター	伏見留置施設管理	管理第一	1 伏見留置施設の管理に関すること。 2 伏見留置施設被留置者の看守及び護送に関すること。
		管理第二	

2 警務部

(1) 警務課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 部並びに部内の課及び室の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部内の他の課及び室に属しない事務に関すること。
人事第一	人事第一	1 人事に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 職員の任免及び配置に関すること。 3 再任用制度に関すること。 4 非常勤職員の任用に関すること。 5 職員の人事評価及び人事記録に関すること。
人事第二	人事第二	6 昇任試験及び選考昇任に関すること。 7 司法警察員の指定に関すること。 8 職員及び退職者の履歴証明に関すること。 9 身分証票及び公務証明に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、人事に関すること（人事第三係に属するものを除く。）。
人事第三	人事第三	職員の服務（勤務制度に関することを除く。）及び分限に関すること。

採用	採用	職員の募集及び採用に関すること。
----	----	------------------

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
企 画 調 整 室	企画第一	企画第一	1 組織制度の調査、研究及び企画に関すること。 2 定員に関すること。 3 管轄区域に関すること。
	企画第二	企画第二	1 警察運営の総合企画に関すること。 2 業務及び行事計画の調整に関すること。 3 行政計画等に係る警察行政の調整に関すること。
		国際化推進	1 国際化の推進に係る調査、企画及び調整に関すること。 2 警察行政に係る国際協力に関する調査及び連絡調整に関すること。
	法制	法制	1 法規類の管理に関すること。 2 文書審査に関すること。 3 法令集の編集及び発行に関すること。 4 条例案等の提出事務に関すること。 5 警察証明及び行政調査に関すること。
治安総合 対 策 室	治安総合 対 策	治安総合 対 策	治安総合対策に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。
再 編 推 進 室	再編推進	再編推進	1 警察署等の再編整備に係る企画及び総合調整に関すること。 2 警察署等の再編整備に係る関係機関との連絡調整に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
犯罪被害 者支援室	犯罪被害 者 支 援	犯罪被害 者 支 援	1 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 2 犯罪被害者支援に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 3 犯罪被害者等給付金に関すること。 4 犯罪被害者等早期援助団体に関すること。 5 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第

			1 項に規定する給付金に関すること。 6 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
--	--	--	--

(2) 事務管理課

担 当	係	分 掌 事 務
働 き 方 改 革	働 き 方 改 革	1 働き方改革の推進に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。 2 勤務制度に関すること。
給 与	給 与	1 給与に関する調査、研究及び企画に関すること（他の係に属するものを除く。）。 2 給与の格付、昇格及び昇給に関すること。 3 諸手当の認定又は決定に関すること（他の係に属するものを除く。）。 4 地方警務官の給与の支給に関すること。 5 電子計算組織による給与支給事務に関すること（他の係に属するものを除く。）。
	公務災害	1 職員の公務災害補償、賞慰金等に関すること。 2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び特別報賞金に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
勤務管理センター	認 定	認 定	1 通勤、住居、扶養及び単身赴任手当（以下、「通勤手当等」という。）に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 通勤手当等の認定又は決定に関すること。 3 通勤手当等に係る電子計算組織による給与支給事務に関すること。
	旅費審査	旅費審査	1 電子計算組織による請求に係る府費旅費及び国費旅費の審査に関すること。 2 府費旅費に係る支出負担行為の確認に関すること。

(3) 厚生課

担 当	係	分 掌 事 務
福利厚生 第 一	福利厚生 事 業	福利厚生事業に関すること（他の係に属するものを除く。）。
福利厚生 第 二	福利厚生 経 理	1 福利厚生事業の経理に関すること。 2 児童手当に関すること。
	生活相談 ・ 住 宅	1 ピアサポート制度に関すること。 2 住宅及び寮に関すること。
共 済	共済事業	警察共済組合京都府支部（以下「共済組合」という。）の事業に関すること（他の係に属するものを除く。）。
	共済経理	共済組合の経理に関すること。
	年 金	1 恩給に関すること。 2 共済組合の長期給付事業に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
健康管理 センター	管 理	管 理	1 安全衛生管理に係る調査、企画及び調整に関すること。 2 健康管理に係る啓もう活動に関すること。 3 健康診断等の実施に関すること。 4 健康診断等のデータの管理に関すること。
	指 導	指 導	疾病予防、健康相談その他保健指導に関すること。

(4) 教養課

担 当	係	分 掌 事 務
機 関 誌 編 集	機 関 誌 編 集	機関誌の編集及び発行に関すること。
		1 職場教養の調査、研究及び企画に関すること。

職 場 ・ 学校教養	職場教養	2 教養資料の編集及び発行に関すること。 3 警察官の育成に係る調査、企画及び調整に関すること。 4 教養施設の整備運営に関すること。
	学校教養	1 学校教養の調査、研究及び企画に関すること。 2 警察大学校及び管区警察学校への入校に関すること。 3 京都府警察学校における任用時教養、専科教養等に関すること。 4 職場実習及び実戦実習に関すること。 5 委託教養生の派遣に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
国際通訳 センター	通 訳 ・ 語学教養	通訳支援	通訳及び翻訳に関すること。
		語学教養	1 語学教養の調査、研究及び企画に関すること。 2 外国語の研修及び技能検定に関すること。 3 外国人との意思疎通の円滑化のための支援に関する こと。
術 科 指 導 室	術科企画	術科企画	1 術科訓練の推進のための調査、研究及び企画に関す ること。 2 救急法、体育等の指導及び訓練に関すること。 3 救急法の技能検定及び体力検定に関すること。
	術科指導 第 一	術科指導 第 一	1 柔道、逮捕術等の指導及び訓練に関すること。 2 柔道及び逮捕術の指導者の育成に関すること。 3 柔道段級審査及び逮捕術技能検定に関すること。
	術科指導 第 二	術科指導 第 二	1 剣道、拳銃操法等の指導及び訓練に関すること。 2 剣道及び拳銃操法の指導者の育成に関すること。 3 剣道段級審査及び拳銃技能検定に関すること。

(5) 監察官室

担 当	係	分 掌 事 務
企 画	企 画	監察の調査、企画及び調整に関すること。

表 彰	表 彰	1 表彰に関すること。 2 叙位及び叙勲に関すること。 3 特別褒賞、賞じゅつ金及び賞揚金に関すること。
指導監察 第 一	指導監察 第 一	1 指導監察の実施に関すること。 2 懲戒に関すること。 3 警察法（昭和29年法律第 162号）第56条第 3 項の規定による公安委員会への報告等に関すること。 4 職員の事故防止一般に関すること。
指導監察 第 二	指導監察 第 二	
指導監察 第 三	指導監察 第 三	
訟 務	訟 務	訟務に関すること。

3 生活安全部

(1) 生活安全企画課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 部及び部内の課の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部内の他の課に属しない事務に関すること。
企 画	企 画	生活安全警察等の調査、研究及び企画に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
生活安全 指 導 室	指導教養	指導教養	生活安全警察等の指導教養に関すること。
	業務管理	業務管理	生活安全警察等の業務管理に関すること。
	犯罪抑止 対 策	犯罪抑止 対 策	1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること（他の係に属するものを除く。）。 2 犯罪の予防一般に関すること（他の部及び課の所掌並びに他の係に属するものを除く。）。 3 犯罪抑止対策に係る調査、研究及び企画に関すること（他の部及び課の所掌並びに他の係に属するものを除く。）

犯罪抑止 対 策 室			除く。）。 4 犯罪被害の防止のための情報の分析及び情報発信に関すること。 5 文化財の防犯対策に関すること。
	地域安全 対 策	地域安全 対 策	1 防犯環境の整備の促進及び防犯活動の促進に関する こと。 2 防犯関係機関、団体等との連絡調整に関すること（ 他の部及び課の所掌並びに他の係に属するものを除く 。）。 3 自主防犯組織の指導育成に関すること。（他の部及 び課の所掌に属するものを除く。）。 4 子供、女性、高齢者等の安全対策に関すること（他 の部及び課の所掌に属するものを除く。）。 5 子供、女性、高齢者等の安全対策に係る関係機関・ 団体との連絡調整に関すること（他の部及び課の所掌 に属するものを除く。）。 6 子供、女性、高齢者等の安全対策に係る情報、資料 及び統計に関すること（他の部及び課の所掌に属する ものを除く。）。
許可等事 務審査室	防 犯 ・ 風俗営業	防犯営業	1 古物営業法（昭和24年法律第 108号）の施行に関す ること（取締りを除く。）。 2 質屋営業法（昭和25年法律第 158号）の施行に関す ること（取締りを除く。）。 3 警備業法（昭和47年法律第 117号）の施行に関す ること（取締りを除く。）。 4 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律 第60号）の施行に関すること（取締りを除く。）。 5 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（ 令和 7 年法律第75号）の施行に関すること（取締り及 び犯罪抑止対策係に属するものを除く。）。
		風俗営業	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 （昭和23年法律第 122号）の施行に関すること（取締 り及び少年課の所掌に属するものを除く。）。 2 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引 する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号 ）に基づく事業の届出及び行政処分に関すること。

	銃砲火薬・危険物	銃砲火薬・危険物	1 銃砲刀剣類等の所持許可及び行政処分に関すること。 2 猟銃等の取扱講習に関すること。 3 火薬類の運搬証明に関すること。 4 猟銃用火薬類等の譲渡し、譲受け、輸入及び消費の許可及び行政処分に関すること。 5 火薬類関係事案の処理連絡に関すること。 6 核燃料物質等、放射性同位元素等及び特定物質の運搬の届出等に関すること。 7 届出対象病原体等の運搬の届出等に関すること。 8 爆発物の処理連絡に関すること。
		指導支援	課の所掌に属する許可等事務の指導及び支援に関すること。

(2) 人身安全対策課

担 当	係	分 掌 事 務
企 画	企 画	1 被害者等の生命・身体の安全に関わる重大な犯罪に発展するおそれのある事案（以下「人身危機事案」という。）に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 人身危機事案に係る情報、資料及び統計に関すること（他の係に属するものを除く。）。
人身危機事案対処	人身危機事案管理	1 人身危機事案に係る情報の収集及び分析に関すること。 2 人身危機事案の対処に係る指導及び総合調整に関すること。
	人身危機事案対処	
	保 護・行方不明	行方不明者、迷い人その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
児童虐待対策	児童虐待対策	1 児童虐待対策に関すること（取締りを除く。）。 2 児童虐待対策に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

ストーカー 対 策	ストーカー 対 策	1 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関する事（取締りを除く。）。 2 京都ストーカー相談支援センターの運用に関する事。
D V 対策	D V 対策	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事（取締りを除く。）。

(3) 少年課

担 当	係	分 掌 事 務
企 画	企 画	1 少年警察に係る調査、研究及び企画に関する事（他の係に属するものを除く。）。 2 少年警察関係の情報、資料及び統計に関する事（他の係に属するものを除く。）。 3 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行に関する事（生活安全企画課の所掌に属するものを除く。）。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
少 年 サポート センター	指 導 ・ 育 成	指 導 ・ 育 成	1 少年非行防止活動及び少年をめぐる環境浄化活動に関する事。 2 教育委員会及び学校との連携に関する事。 3 少年の健全育成に係る活動の支援等に関する事。 4 京都府少年補導協会、京都市少年補導委員会その他少年の健全育成に係る関係機関・団体等との連絡調整に関する事（他の係に属するものを除く。）。 5 京都府警察スクールサポーター制度に関する事。 6 少年指導委員に関する事。
		補 導	少年の補導に関する事（他の係に属するものを除く。）。
	相 談 ・ 支 援	相 談 ・ 支 援	1 少年相談に関する事。 2 少年の立ち直り支援に関する事。 3 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。

		南 部 センター	宇治、城陽、八幡、田辺及び木津の各警察署管内における指導・育成係、補導係及び相談・支援係の分掌事務に関すること。
		北 部 センター	綾部、福知山、舞鶴、宮津及び京丹後の各警察署管内における指導・育成係、補導係及び相談・支援係の分掌事務に関すること。
少年事件 特 別 捜 査 隊	捜査第一	情報分析	1 非行集団等に係る情報の収集及び分析に関すること （他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。 2 少年事件の情報に関すること。
		捜査第一	1 少年事件の捜査及び調査に関すること。 2 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。 3 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
		捜査第二	
		捜査第三	
		捜査第四	
	捜査第二	捜査第五	
		捜査第六	
		捜査第七	

(4) 生活保安課

担 当	係	分 掌 事 務
情 報 ・ 対 策	情 報 ・ 対 策	1 課の所掌に属する事犯の総合対策に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 課の所掌に属する事犯の取締りに係る連絡調整に関すること。 3 課の所掌に属する事犯の情報及び資料に関すること。 4 課の所掌に属する事犯の被害防止に関すること。
	保安捜査 第 一	1 古物営業法違反事犯、質屋営業法違反事犯及び警備業法違反事犯の取締りに関すること。 2 探偵業の業務の適正化に関する法律違反事犯の取締りに関する

保安捜査 第一		こと。
	保安捜査 第二	3 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。
	保安捜査 第三	4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）違反事犯の取締りに関すること（捜査第五課の所掌に属するものを除く。）。 5 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）違反事犯の取締りに関すること（捜査第五課の所掌に属するものを除く。）。
	保安捜査 第四	6 風俗関係事犯の取締りに関すること。 7 売春関係事犯の取締りに関すること。 8 わいせつ事犯の取締りに関すること。 9 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。 11 他の部及び課の所掌並びに他の係に属しない特別法犯の取締りに関すること。
保安捜査 第二	保安捜査 第五	保安捜査第一係から保安捜査第四係までの分掌事務に掲げるもののほか、繁華街における暴力団及び準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループに係る風俗関係事犯の取締りに関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。
	保安捜査 第六	
環 境 ・ 特命捜査	環境第一	1 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）違反事犯、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）違反事犯及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）違反事犯の取締りに関すること。 3 公害関係事犯（交通公害を除く。）その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
	環境第二	
	環境第三	
	特命捜査	1 特命事案の取締りに関すること。

	第 一	2 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。
	特命捜査 第 二	3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。
	特命捜査 第 三	
生活経済	生活経済 第 一	1 保健衛生関連事犯の取締りに関すること（捜査第五課の所掌に属するものを除く。）。 2 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。
	生活経済 第 二	3 国際経済関係事犯の取締りに関すること（捜査第二課の所掌に属するものを除く。）。 4 経済関係事犯の取締りに関すること（他の部の所掌及び他の係に属するものを除く。）。 5 上記事犯以外の生活経済事犯の取締りに関すること（他の部の所掌及び他の係に属するものを除く。）。
	生活経済 第 三	
	生活経済 第 四	
	生活経済 第 五	
	生活経済 第 六	

4 地域部

(1) 地域課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 部並びに部内の課及び隊の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部内の他の課及び隊に属しない事務に関すること。
企画第一	企画第一	1 地域警察の調査、研究及び企画に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 2 機動警ら隊の運用に係る企画及び調整に関すること。
企画第二	企画第二	3 交番等の設置及び統廃合に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
地 域 指 導 室	指導企画	指導企画	地域警察活動に従事する警察官の指導教養に係る企画及び調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
	育成推進	育成推進	実戦的教養等による警察官の育成の推進に関すること（他の部及び課の所掌並びに他の係に属するものを除く。）。
	業務指導 第 一	業務指導 第 一	1 地域警察の業務管理に関すること。 2 地域警察活動に従事する警察官の指導教養に関する こと（他の課の所掌及び他の係に属するものを除く。 ）。 3 雑踏警備に関すること。 4 騎馬隊の運用に関すること。
	業務指導 第 二	業務指導 第 二	
騎 馬 隊		第一小隊	騎馬による警ら、雑踏警備活動等に関すること。
		第二小隊	

(2) 通信指令課

担 当	係	分 掌 事 務
企画指導	企画指導	1 通信指令業務及び緊急配備の調査、研究並びに指導教養に関する こと。 2 通信指令の技能検定に関すること。 3 通信指令及び初動対応の訓練に関すること。 4 通信指令業務及び緊急配備の統計に関すること。 5 通信指令業務に係る設備及び装備資機材に関すること。
指令第一	指令第一	1 警察通報用電話（110番）の受理及び処理に関すること。 2 有線通信及び無線通信の指令に関すること。 3 緊急配備の実施に関すること。 4 無線通信の統制に関すること。 5 非常通報の受信及び処理に関すること。
指令第二	指令第二	
指令第三	指令第三	

(3) 機動警ら課

担 当	係	分 掌 事 務
企画運用	企画運用	1 警ら用無線自動車及び警察用船舶等（警察用船舶及び警察用水上オートバイをいう。以下同じ。）による活動並びに警察用航空機による警らに係る調査、企画及び連絡調整に関すること。 2 自動車警ら隊及び沿岸警ら隊の運用に係る企画及び調整に関すること。 3 航空隊による警らに関すること。 4 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。
	技能指導	1 職務質問技能の向上に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 職務質問技能の指導教養に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
自動車警ら隊	運用	第一小隊	警ら用無線自動車による警ら活動に関すること。
		第二小隊	
		第三小隊	
沿岸警ら隊	第一	第一	1 警察用船舶等による活動に関すること。 2 その他警察用船舶等の運航に関すること。 3 警察用船舶等の整備に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、水上警察に関すること。
	第二	第二	
	第三	第三	

(4) 鉄道警察隊

係	分 掌 事 務
庶 務	隊の庶務に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。
特務小隊	鉄道施設における犯罪の予防及び検挙に関すること。

警ら小隊	鉄道施設における警ら活動、警戒警備活動及び列車警乗活動に関すること。
------	------------------------------------

5 刑事部

(1) 刑事企画課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 部並びに部内の課、所及び隊の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部内の他の課、所及び隊に属しない事務に関すること。
企 画	企 画	刑事警察の調査、研究及び企画に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
刑 事 指 導 室	指 導 ・ 法 令	指 導 ・ 法 令	1 刑事警察の指導に関すること。 2 公判対応に関すること。 3 司法制度改革への対応に関すること。
		共 助	捜査共助及び指名手配に関すること。
	業務管理 ・ 教 養	業務管理 ・ 教 養	1 刑事警察の業務管理に関すること。 2 捜査実務の教養に関すること。

(2) 捜査第一課

担 当	係	分 掌 事 務
広域捜査	広域捜査	1 凶悪犯罪及び特殊犯罪に係る広域重要事件の捜査及び連絡調整に関すること。 2 凶悪犯罪（性犯罪捜査指導係に属するものを除く。）及び特殊犯罪の情報及び資料に関すること。 3 凶悪犯罪及び特殊犯罪の手配に関すること。
児童虐待	児童虐待	1 児童虐待に係る犯罪の捜査の指導、教養及び調整に関すること（性犯罪捜査指導係に属するものを除く。）。 2 児童虐待に係る犯罪の情報及び資料に関すること（性犯罪捜査

捜査指導	捜査指導	指導係に属するものを除く。）。 3 児童虐待に係る犯罪の捜査に関すること（性犯罪捜査指導係に属するものを除く。）。
性犯罪捜査指導	性犯罪捜査指導	1 性犯罪の捜査に関する指導、教養及び調整に関すること。 2 性犯罪の情報及び資料に関すること。 3 性犯罪被害者等との連絡に関すること。 4 性犯罪等の告訴告発に係る捜査の指導及び捜査に関すること。
火災犯罪捜査指導	火災犯罪捜査指導	火災犯罪の捜査に関する指導、教養及び調整に関すること。
強行第一	強行第一 強行第二	1 凶悪犯罪の捜査に関すること。 2 火災犯罪の捜査に関すること。 3 粗暴犯罪の捜査に関すること。 4 部内の他の課の所掌に属しない刑法犯の捜査に関すること。
強行第二	強行第三 強行第四	
強行第三	強行第五 強行第六	
強行第四	強行第七 強行第八	
特命捜査	特命捜査第一 特命捜査第二	
特殊犯第一	特殊犯捜査指導	1 特殊犯罪の捜査の指導に関すること。 2 特殊犯罪の調査及び研究に関すること。
特殊犯第二	特殊犯捜査	1 人質犯罪、誘拐犯罪、爆破犯罪、破壊犯罪等特殊犯罪の捜査に関すること。 2 重要な過失犯罪の捜査に関すること。

		3 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）の施行に関すること。
--	--	--

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
検視官室	検視第一	検視第一	1 死体の検視並びに死因の調査及び研究に関すること。 2 身元不明死体の調査及び手配に関すること。
	検視第二	検視第二	
	検視第三	検視第三	
	検視第四	検視第四	
	検視第五	検視第五	
	検視第六	検視第六	

(3) 捜査第二課

担 当	係	分 掌 事 務
知 能 ・ 選挙指導	知能指導	1 知能犯罪の捜査の指導、手配、企画及び調整に関すること。 2 知能犯罪の情報及び資料に関すること。
	選挙指導	1 選挙犯罪及び政治資金に係る犯罪（以下「選挙犯罪等」という。）の捜査の指導、手配、企画及び調整に関すること。 2 選挙犯罪等の情報及び資料に関すること。
告訴指導	告訴指導	1 告訴告発に係る捜査の指導に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 2 生活保護、補助金等の不正受給に係る犯罪の捜査の指導に関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。
知能第一	知能第一	1 重要知能犯罪の捜査に関すること。 2 名誉及び信用に関する犯罪の捜査に関すること。 3 不動産侵奪及び境界損壊に関する犯罪の捜査に関すること。 4 選挙犯罪等の捜査に関すること。 5 部内の他の課及び係に属しない特別法犯の捜査に関すること。
	知能第二	
	知能第三	

知能第二	知能第四	
	知能第五	
知能第三	知能第六	
告 訴 ・ 経 済 事件捜査	捜 査	1 告訴告発に係る捜査に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 2 生活保護、補助金等の不正受給に係る犯罪の捜査に関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。 3 経済的不正事犯の捜査に関すること（他の係に属するものを除く。）。 4 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること（他の係に属するものを除く。）。
	財務解析	

(4) 捜査第三課

担 当	係	分 掌 事 務
企画指導	企画指導	1 窃盗犯罪の捜査の指導、手配、企画及び調整に関すること。 2 窃盗犯罪の情報及び資料に関すること。 3 組織的窃盗・盗品流通犯罪対策の情報分析及び実態解明に関すること。 4 広域窃盗犯罪の捜査及び連絡調整に関すること。 5 盗品等捜査に関すること。 6 品触れに関すること。
移 動	移 動	1 すり犯罪の捜査及び移動警察に関すること。 2 特命に係る窃盗犯罪の捜査に関すること。
組織窃盗 第 一	組織窃盗 第 一	組織窃盗犯罪の捜査及び連絡調整に関すること（他の係に属するものを除く。）。
	組織窃盗 第 二	
組織窃盗 第 二	組織窃盗 第 三	

	組織窃盗 第四	
盗 犯	盗犯第一	窃盗犯罪の捜査に関すること。
	盗犯第二	
	盗犯第三	
	盗犯第四	
	盗犯第五	

(5) 捜査第四課

担 当	係	分 掌 事 務
企画指導	企画指導	1 組織犯罪対策に係る調査、研究、企画、指導及び総合調整に関すること。 2 組織犯罪対策に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること（他の係に属するものを除く。）。 3 暴力団、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループの取締りに係る指導教養に関すること。
暴力団 指定・ 規制	暴力団 指 定	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）に基づく指定暴力団、指定暴力団連合及び特定抗争指定暴力団の指定に関すること。
	暴力団 規 制	1 暴力団排除のための情報の収集、分析及び調査に関すること（他の係に属するものを除く。）。 2 暴力団対策法に基づく命令に関すること。 3 前号に掲げるもののほか、暴力団対策法の施行に関すること（他の係に属するものを除く。）。
暴力団 対 策	暴力団 対 策	1 暴力団排除活動に関すること。 2 民事介入暴力相談に関すること。 3 京都府暴力追放運動推進センターとの連絡調整に関すること。 4 保護対策に関すること。 5 暴力団に対する各種警戒活動に関すること。

情 報	情報管理	1 暴力団、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループに関する照会に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、組織犯罪対策に係る情報管理システムの運用に関すること（捜査第五課の所掌に属するものを除く。）。
	情報指導	組織犯罪対策に係る情報収集活動の指導に関すること。
	暴力団 解 明	暴力団に係る情報分析及び実態解明に関すること。
	組織解明	準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループに係る情報分析及び実態解明に関すること。
繁 華 街 解明捜査	繁 華 街 解明捜査	繁華街における暴力団、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループの情報分析、実態解明及び取締りに関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。
捜査第一	捜査第一	1 暴力団、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループの取締りに関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。 2 暴力団対策法違反事犯の取締りに関すること。
捜査第二	捜査第二	
捜査第三	捜査第三	
捜査第四	捜査第四	

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
特殊詐欺 対 策 室	指 導	指 導 ・ ツ ー ル 対 策	1 特殊詐欺犯罪抑止対策に係る調査、研究、企画、調整及び指導に関すること。 2 特殊詐欺犯罪及びその助長犯罪（以下「特殊詐欺犯罪等」という。）に係る情報、分析及び犯行ツール対策に関すること。
		特殊詐欺 捜査支援	特殊詐欺犯罪等の捜査囑託及び初動捜査に関すること。
	予 防	予 防	特殊詐欺犯罪の予防一般に関すること（他の係に属す

		るものを除く。）。。
特殊詐欺 捜査第一	特殊詐欺 捜査第一	特殊詐欺犯罪等の取締りに関すること。
特殊詐欺 捜査第二	特殊詐欺 捜査第二	
特殊詐欺 捜査第三	特殊詐欺 捜査第三	
投 資 ・ ロマンス 詐欺捜査 支 援	投 資 ・ ロマンス 詐欺捜査 支 援	S N S 型投資・ロマンス詐欺の初動捜査等に関するこ と。

(6) 捜査第五課

担 当	係	分 掌 事 務
指 導	指 導	1 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪（以下「薬物犯罪」という。）の取締りの指導に関すること。 2 拳銃その他の銃器に関する犯罪（以下「銃器犯罪」という。）の取締りの指導に関すること。 3 薬物犯罪及び銃器犯罪の情報及び資料に関すること。 4 薬物犯罪及び銃器犯罪の手配に関すること。 5 麻薬・覚醒剤その他の薬物及び拳銃その他の銃器に係る広報・啓発に関すること。
薬物捜査	薬物捜査 第 一	薬物犯罪の取締りに関すること（他の係に属するものを除く。）。
	薬物捜査 第 二	サイバー空間における薬物犯罪の取締りに関すること。
銃器捜査	銃器捜査	銃器犯罪の取締りに関すること（他の係に属するものを除く。）。
特命捜査	特命捜査	1 特命に係る薬物犯罪の取締りに関すること。 2 特命に係る銃器犯罪の取締りに関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
国 際 捜 査 室	国 際 犯 罪 対 策 ・ 共 助	国 際 犯 罪 対 策 ・ 共 助	1 国 際 犯 罪 対 策 に 係 る 調 査 及 び 研 究 に 関 す る こ と。 2 国 際 捜 査 共 助 に 関 す る こ と。 3 国 際 犯 罪 の 情 報 及 び 資 料 に 関 す る こ と。 4 国 際 犯 罪 の 捜 査 の 指 導 に 関 す る こ と。 5 国 際 犯 罪 対 策 に 係 る 関 係 機 関 及 び 団 体 と の 連 絡 調 整 に 関 す る こ と。
	国 際 捜 査	国 際 捜 査 第 一	国 際 犯 罪 の 捜 査 に 関 す る こ と。
		国 際 捜 査 第 二	
		国 際 捜 査 第 三	

(7) 犯罪情報分析課

担 当	係	分 掌 事 務
企画指導	企画指導	1 犯罪捜査の支援に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 犯罪捜査の支援に係る指導教養に関すること。 3 犯罪捜査の支援のための情報の収集及び管理に関すること。 4 犯罪捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の 確保に関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。） 。
機動追跡	機動追跡	1 画像情報の収集に関すること。 2 画像情報の解析に関すること。
情報分析	情報分析	1 犯罪捜査のための情報の分析に関すること。 2 プロファイリングに関すること。
	手口分析	1 犯罪手口捜査に関すること。 2 手口資料の整備及び保管に関すること。

	統 計	犯罪統計に関すること。
犯罪収益 対 策	犯罪収益 解 明	1 犯罪収益対策に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 犯罪収益対策に係る指導教養に関すること。 3 犯罪収益に係る情報の分析及び解明に関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。
	犯罪収益 捜査指導	犯罪収益に係る犯罪の捜査の指導及び支援に関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 鑑識課

担 当	係	分 掌 事 務
鑑識資料	指紋資料	1 指掌紋記録等の処理、保管、対照及び照会に関すること。 2 渡航証明に関すること。 3 行方不明者届受理票の写し及び身元不明死体票の対照、保管及び手配に関すること。
	指紋照会	1 現場指掌紋の対照及び鑑定に関すること。 2 遺留指掌紋の照会に関すること。 3 鑑識技能検定に関すること。
	足痕跡	1 足痕跡類の鑑定及び手配に関すること。 2 足痕跡資料の収集に関すること。
	写 真	1 被疑者写真に関すること。 2 現場写真その他犯罪関係写真に関すること。 3 特殊写真の撮影及び研究に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
機 動	資料分析	資料分析	1 現場資料の分析に関すること。 2 鑑識の指導に関すること。
		警 察 犬	警察犬に関すること。
		機動鑑識	1 機動鑑識に関すること。

鑑 識 隊	機動鑑識	第 一	2 犯罪現場に関すること。
		機動鑑識 第 二	
		機動鑑識 第 三	

(9) 科学捜査研究所

科	係	分 掌 事 務
法 医	法 医	1 法医学を応用する鑑定、検査及び研究に関すること。 2 死体の解剖手続に関すること。
化学第一	化学第一	化学を応用する鑑定、検査及び研究に関すること。
化学第二	化学第二	
物 理	物 理	物理学を応用する鑑定、検査及び研究に関すること。
文 書	文 書	文書類、偽造通貨の鑑定、検査及び研究に関すること。
心 理	心 理	心理学を応用する鑑定、検査及び研究に関すること。

(10) 機動捜査隊

担 当	係	分 掌 事 務
機動第一	機動第一	1 機動捜査に関すること。 2 特命事件の捜査に関すること。
機動第二	機動第二	
機動第三	機動第三	
追跡捜査 ・遊 撃	追跡捜査 ・遊 撃	1 指名手配被疑者等の追跡捜査に関すること。 2 逮捕及び捜索・差押えなどの捜査支援に関すること。

6 交通部

(1) 交通企画課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 部並びに部内の課及び隊の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部内の他の課及び隊に属しない事務に関すること。
企 画	企 画	1 交通警察の調査、研究及び企画に関すること。 2 交通警察の教養に関すること。
	法 令	1 交通警察関係法令に関すること。 2 交通相談に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
交 通 指 導 室	指導教養	指導教養	交通警察の指導教養に関すること。
	業務管理	業務管理	交通警察の業務管理に関すること。
交 通 戦 略 室	交通戦略	交通戦略	1 総合的な交通事故防止対策に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 交通事故の調査及び検討に関すること。 3 交通事故の分析に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、交通事故防止対策に関すること（他の課の所掌及び他の係に属するものを除く。）。
	統 計	統 計	交通統計に関すること。
交通安全 教 育 センター	交通安全 教 育	交通安全 教 育	1 交通安全教育に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 交通安全教育の実施及び交通安全教育に係る指導教養に関すること。 3 交通安全運動に関すること。 4 交通安全に係る広報活動に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 5 交通安全関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 6 地域交通安全活動推進委員に関すること。

			7 安全運転管理者に関すること。 8 交通安全に係る表彰に関すること（監察官室の所掌に属するものを除く。）。 9 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
モビリティ対策室	モビリティ企画	モビリティ企画	1 自転車、電動キックボード等新たなモビリティに係る調査、研究及び企画に関すること。 2 自転車、電動キックボード等新たなモビリティに係る指導教養に関すること。 3 自転車取締小隊の運用に関すること。
	モビリティ対策	モビリティ対策	1 自転車、電動キックボード等新たなモビリティに係る交通安全対策に関すること。 2 自転車及び特定小型原動機付自転車運転者講習制度に係る審査、登録及び講習に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 3 特定自動運行に係る許可制度、遠隔操作型小型車の交通方法等新たなモビリティの運行に関すること。

(2) 交通規制課

担 当	係	分 掌 事 務
規制企画	規制企画・許認可	1 交通規制に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 都市交通対策に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 3 道路使用許可、制限外許可及び牽引^{けん}の許可に関すること。 4 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定に関すること。 5 交通規制の特例の許可に関すること。 6 自動車運送事業の許認可に係る意見提出に関すること。 7 自動車保管場所及び駐車場に関すること。 8 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備に関すること。
大規模交通対策	大規模交通対策	1 警衛警護に伴う交通対策に関すること。 2 祭礼等に伴う交通対策に関すること。 3 路上競技の実施に関すること。

規制実施 ・ 協議	規制実施 ・ 協議	1 交通規制の実施及び支援に関すること（他の係に属するものを除く。）。 2 道路法（昭和27年法律第 180号）、都市計画法（昭和43年法律第 100号）等に基づく協議に関すること（他の係に属するものを除く。）。 3 信号機の新設に関すること。
--------------	--------------	--

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
交通管制 センター	交通安全 施設	施設企画	1 交通安全施設等に係る調査、研究及び企画に関する こと。 2 信号機整備の在り方に関すること。 3 信号機及び道路標識等の老朽化対策に関すること。 4 自動運転に対応する交通安全施設に関すること。
		施設整備	1 道路標識、道路標示等に関すること。（他の係に属 するものを除く。）。 2 信号機に関すること（他の係に属するものを除く。 ）。
		管 制 ・ 設計管理	1 交通管制に関すること。 2 制限外許可に伴う照会及び通報に関すること。 3 交通渋滞、交通障害等に関する交通情報の収集及び 提供に関すること。 4 交通安全施設等の設備に係る設計、監督、検査等に 関すること。 5 交通管制機器の設置計画及び保守管理に関すること （他の係に属するものを除く。）。

(3) 交通指導課

担 当	係	分 掌 事 務
	取締企画	1 交通指導取締りの企画、調整及び実施に関すること。 2 交通関係法令違反事件の統計に関すること。 3 関係行政庁、使用者等に対する違反等の通報及び通知に関する こと（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。 4 自動車の使用の制限に関すること（交通捜査課の所掌に属する ものを除く。）。

取締企画		5 自動車の運行供用制限に関する事（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。 6 交通警察活動における受傷事故の防止に関する事。
	取締指導	1 交通指導取締りの指導教養に関する事。 2 交通関係法令違反事件の処理の指導に関する事。
	自動速度取締管理	速度違反自動監視装置の運用及び管理に関する事。
事件処理	事件処理	1 交通切符適用事件の迅速処理に関する事。 2 交通切符適用外事件の迅速処理に関する事。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
京都交通反則通告センター		反則通告	京都地区（京都市内、向日町、宇治、城陽、八幡、田辺、木津、亀岡及び南丹の各警察署管内）における交通反則通告に関する事。
舞鶴交通反則通告センター		反則通告	舞鶴地区（綾部、福知山、舞鶴、宮津及び京丹後の各警察署管内）における交通反則通告に関する事。
駐車管理センター	管 理	管 理	1 放置車両確認機関に関する事。 2 駐車監視員資格者に関する事。 3 放置違反金の納付命令に関する事（他の係に属するものを除く。）。 4 放置駐車違反管理システムに関する事（他の係に属するものを除く。）。 5 放置違反金の納付命令に係る弁明書の審査に関する事。
		審 査	1 放置違反金の納付命令等に対する審査請求に関する事。 2 放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限に関する事。
		運 用	放置違反金の滞納処分等に関する事。

(4) 交通捜査課

担 当	係	分 掌 事 務
捜査企画	捜査企画	1 交通事故事件及び交通関係法令違反事件に係る調査、研究及び調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。 2 交通事故事件及び交通関係法令違反事件の捜査共助及び手配に関すること（他の課に属するものを除く。）。
	本部直轄	交通事故事件の捜査に関すること。
捜査指導	捜査指導 ・ 交通鑑識	1 交通事故事件の捜査の指導に関すること。 2 交通関係法令違反事件の捜査の指導に関すること。 3 交通事故事件の鑑識及び鑑定に関すること。
	図 化	図化機等の運用に関すること。
交通事故 事件捜査	捜査第一	1 交通事故事件の捜査に関すること。 2 交通特殊事件の捜査に関すること。 3 交通関係法令違反事件の捜査に関すること。 4 特命事案の捜査に関すること。 5 暴走族対策に関すること。
	捜査第二	
	捜査第三	
	捜査第四	
	捜査第五	
	捜査第六	
	捜査第七	

(5) 運転免許試験課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 課の庶務に関すること（交通企画課の所掌に属するものを除く。）。 2 運転免許施設の管理に関すること。

企 画	企 画	運転免許事務の調査、研究、企画及び調整に関すること。
	電算管理	1 運転免許の照会に関すること。 2 電子計算機器の管理に関すること。 3 電子計算組織による運転免許事務に関すること。 4 警察庁電子計算組織による運転免許データの送受信に関すること。
免許申請	免許申請	1 運転免許証（新規、併記及び更新に関するものを除く。）の作成及び交付並びに記載事項の変更に関すること。 2 国際運転免許証に関すること。 3 申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書の交付に関すること。 4 特定免許情報等（新規、併記及び更新に関するものを除く。）の記録及び抹消に関すること。
免許更新	免許更新	1 運転免許証（更新に関するものに限る。）の作成及び交付に関すること。 2 特定免許情報（更新に関するものに限る。）の記録及び抹消に関すること。
試 験	試 験	1 運転免許の適性試験、学科試験及び学科再試験の実施に関すること。 2 運転免許証（新規及び併記に関するものに限る。）の作成及び交付に関すること。 3 特定免許情報（新規及び併記に関するものに限る。）の記録及び抹消に関すること。 4 運転免許の拒否及び保留処分に関すること。
	技能試験	運転免許の技能試験及び技能再試験の実施に関すること。
	審 査	行政処分事案の審査及び登録に関すること。
行政処分	執 行	1 行政処分（聴聞係に属するものを除く。）の執行に関すること。 2 行政処分に係る審査請求に関すること。
	聴 聞	聴聞及び意見の聴取に係る行政処分に関すること。
	臨時適性	1 臨時適性検査に関すること。

	検 査	2 安全運転相談に関すること。
--	-----	-----------------

室 等	係	分 掌 事 務
運 転 者 教 育 室	講 習	1 違反者講習に関すること。 2 行政処分を受けた者に対する講習に関すること。 3 原付講習に関すること。 4 更新時講習に関すること。 5 初心運転者講習に関すること。 6 取得時講習に関すること。 7 再試験に係る通知に関すること。 8 若年運転者講習に関すること。
	教 習 所	1 自動車教習所に関すること。 2 教習指導員等に対する講習及び審査に関すること。
	高 齢 運 転 者	1 高齢者講習その他の高齢運転者に係る事務に関すること（他の係に属するものを除く。）。 2 高齢運転者の安全運転に係る支援に関すること（臨時適性検査係に属するものを除く。）。

室 等	係	分 掌 事 務
京都駅前 運転免許 更 新 センター	更 新	1 優良運転者及び更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者の更新に係る運転免許証の作成及び交付に関すること。 2 優良運転者及び更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者の更新に係る特定免許情報の記録及び抹消に関すること。 3 優良運転者に対する更新時講習に関すること。 4 安全運転相談に関すること。
	申 請	1 運転免許証の再交付に関すること。 2 運転免許証の記載事項の変更に関すること。 3 国外運転免許証に関すること。 4 申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書の交付に関すること。 5 特定免許情報等（新規、併記及び更新に関するものを除く。）の記録及び抹消に関すること。

(6) 交通機動隊

係	分 掌 事 務
庶 務	隊の庶務に関すること（交通企画課の所掌に属するものを除く。）。
訓練指導	1 隊員の教育訓練に関すること。 2 隊の装備の維持管理に関すること。
送 致	交通関係法令違反事件等の送致に関すること。
機動取締 第一小隊	1 交通取締用自動車による交通の指導取締りに関すること。 2 交通事故事件のうち重要事件の初動捜査に関すること。
機動取締 第二小隊	
機動取締 第三小隊	
機動取締 第四小隊	
自 転 車 取締小隊	1 自転車による交通の指導取締りに関すること。 2 交通事故事件のうち重要事件の初動捜査に関すること。

(7) 高速道路交通警察隊

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	隊の庶務に関すること（交通企画課の所掌に属するものを除く。）。
管 理	管 理	1 高速自動車国道及び自動車専用道路（道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 110条第 1 項の規定により国家公安委員会が指定するものに限る。以下「高速自動車国道等」という。）における交通事故防止に関すること。 2 高速自動車国道等における交通規制及び道路使用許可に関すること。 3 高速道路管理室及び交通関係機関・団体との連絡調整に関する

		こと。 4 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道等における交通警察に関すること。
運 用	第一小隊	高速自動車国道等における交通の指導取締り並びに交通事故事件の捜査及び処理に関すること。
	第二小隊	
	第三小隊	

7 警備部

(1) 警備第一課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 部並びに部内の課及び隊の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部内の他の課及び隊に属しない事務に関すること。
企 画 ・ 管 理	企 画 ・ 管 理	1 警備警察の調査、研究及び企画に関すること。 2 警備警察の業務管理に関すること。 3 警備警察の指導教養に関すること。 4 警備警察関係法令に関すること。
資 料	資 料	警備警察に関する資料の整備及び保管に関すること。
警備対策	警備対策	1 集会、集団行進及び集団示威運動の許可等の手続に関すること。 2 警備方針の策定及びその実施に関すること（雑踏警備に関するものを除く。）。 3 重要防護対象の警戒警備施策の企画及び推進に関すること。 4 関係機関、団体及び事業者との連携に関すること（他の部及び課の所掌並びに他の係に属するものを除く。）。 5 課の所掌に属する特命事項に関すること。 6 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。 7 緊急事態に対処するための総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 災害警備に関すること。 9 非常招集等の事務に関すること（他の部及び課の所掌に属するものを除く。）。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
航 空 隊	飛 行	飛 行	1 警察用航空機による活動（警らを除く。）に関する こと。 2 その他警察用航空機の運航に関すること。
	管 理	管 理	1 航空基地の管理に関すること。 2 警察用航空機の整備に関すること。

(2) 警備第二課

担 当	係	分 掌 事 務
第 一	第 一	1 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に係る警備情報に関する こと。 2 前号の活動に係る警備犯罪の取締りに関すること。
第 二	第 二	
第 三	第 三	

(3) 公安課

担 当	係	分 掌 事 務
第 一	第 一	1 警備情報（警備第二課及び外事課の所掌に属するものを除く。） に関すること。 2 次に掲げる犯罪その他警備犯罪（外事課の所掌に属するものを 除く。）の取締りに関すること。 ア 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定 する犯罪 イ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪 ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊 の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第 138号）第6条及び第7条に規定する犯罪 エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第 166号）に規定する犯罪 オ 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に係る警備犯 罪
第 二	第 二	
第 三	第 三	
第 四	第 四	

		カ 警備実施（雑踏警備を除く。）に関連する犯罪
第 五	第 五	

(4) 警衛警護課

担 当	係	分 掌 事 務
企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導	1 警衛に関すること。 2 警護に関すること。
警衛警護 第 一	警衛警護 第 一	
警衛警護 第 二	警衛警護 第 二	
警衛警護 第 三	警衛警護 第 三	

(5) 外事課

担 当	係	分 掌 事 務
第 一	第 一	1 外国人に係る警備情報に関すること。 2 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。 ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号）に規定する犯罪 イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第 228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの ウ 外国人に係る警備犯罪
	第 二	
第 二	第 三	
	第 四	
第 三	第 五	

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
	国際テロリズム対	国際テロリズム対	外国人によるテロリズムに係る警備情報及び犯罪の取締りに関すること。

国際テロリズム対策室	策 第 一	策 第 一	
	国際テロリズム対策 第 二	国際テロリズム対策 第 二	
	国際テロリズム対策 第 三	国際テロリズム対策 第 三	
経 済 安全保障 対 策 室	経 済 安全保障 第 一	経 済 安全保障 第 一	外国人による経済活動に関して行われる不正な活動に係る警備情報及び犯罪の取締りに関すること。
	経 済 安全保障 第 二	経 済 安全保障 第 二	
		経 済 安全保障 第 三	
	経 済 安全保障 第 三	経 済 安全保障 第 四	
	経 済 安全保障 第 四	経 済 安全保障 第 五	

(6) 機動隊

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	隊の庶務に関すること（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。
教養第一	教養第一	1 隊員の教養訓練に関すること。 2 部隊運用に関すること。

教養第二	教養第二	1 管区機動隊員の教養訓練に関する事。 2 第二機動隊員の教養訓練に関する事。
装 備	装 備	装備資器材の維持管理に関する事。
	車 両	車両の維持管理に関する事。
第一中隊	第一小隊	警戒警備活動の実施に関する事。
	第二小隊	
第二中隊	第一小隊	
	第二小隊	
第三中隊	第一小隊	
	第二小隊	
第四中隊	第一小隊	
	第二小隊	
特 務	特務小隊	

8 サイバー対策本部

(1) サイバー企画課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 サイバー対策本部及びサイバー対策本部内の課の庶務に関する事。 2 サイバー対策本部内の連絡調整に関する事。 3 サイバー対策本部内の他の課に属しない事務に関する事。
企 画	企 画	サイバー戦略の推進に係る調査、研究、企画及び調整に関する事。
	育 成	1 サイバー人材の育成に関する事。

		2 サイバー事案対処能力検定に関すること。
対策防犯	分 析	1 サイバー犯罪の統計に関すること。 2 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る情報の収集及び分析に関すること。
	官民連携 推 進	1 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る官民連携の推進に関すること。 2 コンピュータ・ネットワーク・セキュリティ関係機関、企業及び団体との連絡調整に関すること。
	対策防犯 第 一	1 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。 2 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。 3 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る情報の収集及び分析に関すること。
	対策防犯 第 二	4 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第 128号）の施行に関すること（取締りを除く。）。

(2) サイバー捜査課

担 当	係	分 掌 事 務
情 報 ・ 指 導	情 報 ・ 指 導	1 サイバー事案の取締りに係る情報及び資料に関すること。 2 サイバー事案の取締りに係る指導及び調整に関すること。 3 サイバー事案の捜査共助に関すること。
捜査第一	捜査第一	1 サイバー事案に係る犯罪のうち、捜査に当たり高度な専門的知識及び技術を要するものの取締りに関すること。 2 不正アクセス事犯の取締りに関すること。
	捜査第二	
	捜査第三	
捜査第二	捜査第四	
	捜査第五	
	捜査第六	

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
サイバー サポート センター	捜査支援	捜査支援 第 一	1 サイバー事案に係る犯罪のうち、捜査に当たり専門的知識及び技術を要するものの取締りの支援に関する こと。 2 サイバー犯罪の取締りの支援に関すること。
		捜査支援 第 二	
		技術支援	犯罪の取締りのための電磁的記録媒体の解析に関する こと。
		機動解析	犯罪の取締りのための機動解析に関すること。
		南 部 サポート センター	宇治、城陽、八幡、田辺及び木津の各警察署管内にお ける捜査支援第一係、捜査支援第二係、技術支援係及び 機動解析係の分掌事務に関すること。
		北 部 サポート センター	綾部、福知山、舞鶴、宮津及び京丹後の各警察署管内 における捜査支援第一係、捜査支援第二係、技術支援係 及び機動解析係の分掌事務に関すること。

(3) サイバー攻撃対策課

担 当	係	分 掌 事 務
第 一	第 一	先端的な技術を用いて行われる不正な活動に関する警備情報の収 集及び整理その他当該活動に関すること（警備第二課、公安課及び 外事課の所掌に属するものを除く。）。
第 二	第 二	先端的な技術を用いて行われる不正な活動に関する警備犯罪（公 安課及び外事課の所掌に属するものを除く。）の取締りに関するこ と。

9 市警察部

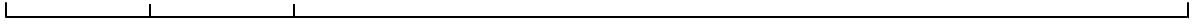
企画課

担 当	係	分 掌 事 務

	庶務	市警察部及び課の庶務に関すること。
企画	企画	1 京都市及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 京都市の区域内における警察運営の総合企画・調整に関すること。 3 京都市内を管轄する警察署の署長会議に関すること。 4 市警察部長の特命事項に関すること。

10 警察学校

担当	係	分掌事務
総務・教務	庶務	警察学校の庶務に関すること。
	教育指導	1 教育技法の研究、指導及び助言に関すること。 2 学生の成績評価等に関すること。
	教務	1 初任科生及び初任補修科生の教育訓練に関すること。 2 巡査部長任用科生、警部補任用科生及び部門別任用科生の教育訓練に関すること。 3 専科生の教育訓練に関すること。 4 一般職員初任科生及び主任任用科生の教育訓練に関すること。 5 警察学校図書室及び資料室に関すること。
会計	会計	1 物品の出納保管に関すること。 2 職員及び学生の給与に関すること。 3 給食に関すること。 4 警察学校施設の維持管理に関すること。
学生	学生	1 学級編成等に関すること。 2 学生の服務に関すること。 3 寮生活の指導に関すること。 4 教科外活動の指導調整に関すること。 5 学生の身上相談に関すること。 6 学生の入校及び卒業に関すること。
捜査官 研修所	捜査官 研修所	1 捜査幹部の教育研修に関すること。 2 初任科生、初任補修科生、巡査部長任用科生、警部補任用科生、部門別任用科生及び専科生の教育訓練に関すること（教務係に属するものを除く。）。



別表第2（第3条関係）

警 察 署 に 置 く 課 及 び 係

署	課	係
川 端	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通
	警 備	警備
上 京	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通
	警 備	警備
東 山	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理、機動警ら隊
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通
	警 備	警備
中 京	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全対策、少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理、機動警ら隊
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査

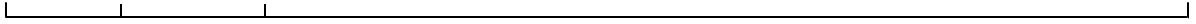
	警 備	警備
下 京	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全対策、少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理、機動警ら隊
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
		サイバー対策
下 鴨	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通
	警 備	警備
伏 見	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全対策、少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理、機動警ら隊
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
山 科	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全対策、少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理、機動警ら隊
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備

右 京	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全対策、少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理、機動警ら隊
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
南	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理、機動警ら隊
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
		サイバー対策
北	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通
	警 備	警備
西 京	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
向日町	会 計	会計

	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
宇 治	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全対策、少年、保安
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理、機動警察隊
	刑 事	捜査管理、強行犯、知能犯、盗犯、鑑識、組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
城 陽	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
八 幡	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
田 辺	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年

	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
木 津	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
亀 岡	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
南 丹	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
綾 部	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策

	交 通	交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
福知山	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
舞 鶴	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全、人身安全・少年
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理・水上
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通総務、交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
宮 津	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理・水上
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備
京丹後	会 計	会計
	警 務	警務、留置管理、犯罪被害者支援、広聴・相談
	生活安全	生活安全
	地 域	地域第一、地域第二、地域第三、地域管理
	刑 事	捜査管理、強行・盗犯、知能・組織犯罪対策
	交 通	交通指導、交通事故捜査
	警 備	警備



別表第3（第3条関係）

警 察 署 係 別 分 掌 事 務 基 準

1 会計課

係	分 掌 事 務
会 計	1 公所配当予算の執行その他会計事務にすること。 2 現金及び物品の出納保管にすること。 3 庁舎その他施設の営繕にすること。 4 遺失物等にすること。 5 警察共済組合、警察職員福利厚生会等の経理にすること。

2 警務課

係			分 掌 事 務
2 係制	3 係制	4 係制	
		警 務	1 公印の管守にすること。 2 沿革録の記録にすること。 3 情報の公開にすること。 4 個人情報の保護にすること。 5 文書管理にすること。 6 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置にすること。 7 情報管理システムの管理及び運用にすること。 8 事務能率の増進にすること。 9 警察統計にすること。 10 警察装備及び通信にすること。 11 公務災害補償及び賞慰金並びに警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び特別報償金にすること。 12 職員の人事にすること。 13 職員の服務にすること。 14 職員の給与にすること（給与の支給にすることを除く。）。 15 警察証明事務等にすること。 16 警察共済組合にすること（経理にすることを除く。）。
	警 務		

警 務			17 児童手当に関すること（手当の支給に関することを除く。）。 18 職員の福利厚生に関すること（警察職員福利厚生会の経理に関することを除く。）。 19 職員の健康管理に関すること。 20 警察教養の企画及び実施に関すること。 21 表彰及び懲戒に関すること。 22 車両の安全運転の推進に関すること。 23 訟務に関すること。 24 前各号に掲げるもののほか、他の係の所掌に属しないこと。
		広 聴 ・ 相 談	1 広聴に関すること。 2 警察安全相談に関すること。 3 相談業務の調整に関すること。 4 広報に関すること。 5 他の官公署、報道機関等との連絡に関すること。 6 警察署協議会に関すること。
	留置管理	留置管理	1 留置施設の管理に関すること。 2 被留置者の看守及び護送に関すること。
犯罪被害 者 支 援	犯罪被害 者 支 援	犯罪被害 者 支 援	1 犯罪被害者支援に係る企画及び調整に関すること。 2 犯罪被害者支援に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 3 犯罪被害者等給付金に関すること。 4 犯罪被害者等早期援助団体に関すること。 5 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関すること。 6 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

3 生活安全課

係				分 掌 事 務
1 係制	2 係制	3 係制	4 係制	

	生活安全	生活安全	生活安全	1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。 2 犯罪の予防一般に関すること。 3 古物営業及び質屋営業の許可及び行政処分に関すること。 4 警備業の認定及び行政処分に関すること。 5 探偵業の届出及び行政処分に関すること。 6 特定金属くず買受業の届出及び行政処分に関すること。 7 銃砲刀剣類等の許可及び行政処分に関すること。 8 火薬類の運搬証明並びに猟銃用火薬類等の譲渡し、譲受け、輸入及び消費の許可及び行政処分に関すること。 9 風俗営業等の許可及び行政処分に関すること。 10 インターネット異性紹介事業の届出及び行政処分に関すること。 11 子供安全対策に関すること（取締りを除く。）。 12 前各号に掲げるもののほか、生活安全警察等に関すること（取締りを除く。）。
			人身安全 対 策	1 行方不明者、迷い人、精神障害者、泥酔者等応急の救護を要する者の保護に関すること。 2 ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関すること。 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。 4 児童虐待対策に関すること（取締りを除く。）
		人身安全 ・ 少 年		1 少年非行の防止に関すること。 2 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行に関すること（生活安全係の所掌

生活安全	人身安全 ・少年		少年	に属するものを除く。）。 3 少年事件の捜査及び調査に関すること。 4 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。 5 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。 6 少年の補導に関すること。 7 少年相談に関すること。 8 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること（他の係に属するものを除く。）。 9 前各号に掲げるもののほか、少年警察に関すること。
			保安保安	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。 2 古物営業法違反事犯、質屋営業法違反事犯及び警備業法違反事犯の取締りに関すること。 3 探偵業の業務の適正化に関する法律違反事犯の取締りに関すること。 4 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。 5 銃砲刀剣類所持等取締法違反事犯の取締りに関すること（銃器犯罪を除く。）。 6 火薬類取締法違反事犯の取締りに関すること（銃器犯罪を除く。）。 7 売春関係事犯の取締りに関すること。 8 わいせつ事犯の取締りに関すること。 9 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 10 公害関係事犯（交通公害を除く。）その他の環境関係事犯の取締りに関すること。 11 危険物事犯の取締りに関すること。 12 保健衛生関連事犯の取締りに関すること（薬物犯罪を除く。）。 13 特定商取引等事犯の取締りに関すること。 14 利殖勧誘事犯の取締りに関すること。

				15 ヤミ金融事犯の取締りに関すること。 16 知的財産権侵害事犯の取締りに関すること。 17 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。 18 サイバー事案に係る犯罪の取締りに関すること。 19 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しない特別法犯の取締りに関すること。
--	--	--	--	---

4 地域課

係	分 掌 事 務
地域第一、 地域第二及 び地域第三 (以下「地 域第一等」 という。)	1 地域警察に関すること。 2 雑踏警備に関すること。 3 通信指令業務に関すること。 4 緊急配備に関すること。 5 警ら用無線自動車の運用に関すること。 6 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
地域管理 又は地域 管理・水上	1 地域警察活動の指導教養に関すること。 2 地域警察官が取り扱う捜査書類及び証拠物件の保管及び管理に関すること。 3 地域警察官等の人事管理の補助に関すること。 4 初動警察活動の支援に関すること。 5 地域第一等に属する事務の調査、企画及び統計に関すること。 6 水上警察に関すること。 7 警察用船舶等の運用に関すること。 8 課長が指定する地域警察に関すること。

5 刑事課

係		分 掌 事 務
3 係制	6 係制	

捜査管理	捜査管理	1 事件の送致等の管理に関する事。 2 証拠物件の保管及び管理に関する事。 3 署長が指定する任意捜査事件の捜査に関する事。 4 地域警察官その他の係員の検挙した引継事件の管理に関する事。 5 被害者連絡の管理に関する事。 6 刑事犯罪情報並びに資料の収集、整備及び分析に関する事。 7 犯罪統計に関する事。 8 犯罪手配及び品触れに関する事。 9 前各号に掲げるもののほか、刑事警察に関する事（他の係に属するものを除く。）。
強 行 ・ 盗 犯	強 行 犯	1 凶悪犯罪の捜査に関する事。 2 火災犯罪の捜査に関する事。 3 粗暴犯罪の捜査に関する事。 4 特殊犯罪の捜査に関する事。 5 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）の施行に関する事。 6 他の係の所掌に属しない刑法犯の捜査に関する事。 7 特命事件の捜査に関する事。 8 検視に関する事。 9 身元不明死体の調査及び手配に関する事。
	盗 犯	窃盗犯罪の捜査及び盗品等捜査に関する事。
	鑑 識	1 犯罪鑑識に関する事。 2 鑑識施設の維持管理に関する事。
知 能 ・ 組織犯罪 対 策	知 能 犯	1 政治資金及び選挙犯罪の捜査に関する事。 2 詐欺、背任及び横領犯罪の捜査に関する事。 3 汚職犯罪の捜査に関する事。 4 通貨、有価証券、文書等の偽造犯罪の捜査に関する事。 5 名誉及び信用に関する犯罪の捜査に関する事。 6 不動産侵奪及び境界損壊に関する犯罪の捜査に関する事。 7 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関する事。 8 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反の捜査に関する事。 9 他の係に属しない特別法犯の捜査に関する事。
		1 組織犯罪対策に関する事。

	組 織 犯 罪 対 策	2 暴力団、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループの取締りに関すること（他の係に属するものを除く。）。 3 薬物犯罪及び銃器犯罪の取締りに関すること。 4 特殊詐欺犯罪の取締りに関すること。 5 国際犯罪の取締りに関すること。
--	----------------	--

6 交通課

係			分 掌 事 務
1 係制	2 係制	3 係制	
交 通	交通指導	交通総務	1 交通安全に関すること。 2 交通相談に関すること。 3 安全運転管理者に関すること。 4 地域交通安全活動推進委員に関すること。 5 交通統計及び事故分析に関すること。 6 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。 7 交通規制に関すること。 8 交通安全施設に関すること。 9 道路使用許可及び制限外許可に関すること。 10 自動車保管場所の証明に関すること。 11 運転免許に関すること。 12 行政処分に関すること。 13 交通指導係及び交通事故係並びに前各号に掲げるもののほか、交通警察に関すること。
		交通指導	1 交通指導取締りに関すること。 2 交通整理に関すること。 3 交通反則切符の送付に関すること。 4 交通渋滞、交通障害等に関する交通情報の収集及び広報に関すること。
	交通事故捜査	交通事故捜査	交通事故事件の捜査に関すること。

7 警備課

係	分 掌 事 務
警 備	1 警備情報に関すること。 2 警備犯罪の取締りに関すること。 3 警衛及び警護に関すること。 4 緊急事態に対処するための計画及び実施に関すること。 5 警備実施（雑踏警備を除く。）に関すること。 6 集会、集団行進及び集団示威運動の許可等の手続に関すること。 7 災害警備に関すること。 8 警備資料の整理及び保管に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、警備警察に関すること。

8 機動警ら隊を置く警察署の地域課の特例

係	分 掌 事 務
地域第一等	前記４の地域課各係の所掌に属する事務
地 域 管 理 又は地域管 理 ・ 水 上	
機動警ら隊	機動警らに関すること。

9 サイバー対策係を置く警察署の特例

課	係	分 掌 事 務
生 活 安 全	生 活 安 全	前記３の生活安全課の所掌に属する事務（サイバー対策係に属するものを除く。）
	人身安全対策、少年又は人身安全・少年	
	保 安	
		1 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民

	サイバー 対策	生活の安全と平穩に関すること。 2 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。 3 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る官民連携の推進に関すること。 4 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反事犯の取締りに関すること。 5 サイバー事案に係る犯罪の取締りに関すること。
--	------------	---